

平成28年度

登米市水道事業会計補正予算書

(第3号)

並びに予算に関する説明書

〔2月2日提出〕

宮城県登米市

議案第8号

平成28年度登米市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成28年度登米市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成28年度登米市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(4) 主な建設改良事業	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
イ 導水施設整備事業	216,540千円	△ 54,000千円	162,540千円
ウ 浄水施設整備事業	109,129千円	△ 20,000千円	89,129千円
オ 配給水施設整備事業	1,165,720千円	△ 212,375千円	953,345千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第8款	水道事業収益	2,727,099千円	△ 26,492千円	2,700,607千円
第1項	営業収益	2,302,614千円	0千円	2,302,614千円
第2項	営業外収益	424,102千円	△ 26,772千円	397,330千円
第3項	特別利益	383千円	280千円	663千円
		支 出		
	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第9款	水道事業費用	2,521,914千円	△ 3,437千円	2,518,477千円
第1項	営業費用	2,255,793千円	△ 3,437千円	2,252,356千円
第2項	営業外費用	244,316千円	0千円	244,316千円
第3項	特別損失	1,805千円	0千円	1,805千円
第4項	予備費	20,000千円	0千円	20,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、括弧書きを次のとおりに改める。

（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,212,640千円は、過年度損益勘定留保資金1,043,905千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額168,735千円で補てんするものとする。）

		収 入		
	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第10款	資本的収入	2,573,709千円	△ 323,467千円	2,250,242千円
第1項	企業債	1,359,300千円	△ 138,200千円	1,221,100千円
第2項	負担金及び補償金	290,301千円	△ 131,279千円	159,022千円

第3項	補助金	347,554千円	△ 40,036千円	307,518千円
第4項	出資金	564,502千円	△ 13,952千円	550,550千円
第5項	加入金	12,052千円	0千円	12,052千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第11款 資本的支出	3,749,257千円	△ 286,375千円	3,462,882千円
第1項 建設改良費	3,094,209千円	△ 286,375千円	2,807,834千円
第2項 企業債償還金	655,048千円	0千円	655,048千円

(債務負担行為)

第5条 第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
緊急用資材 管理業務委託	平成29年度から 平成31年度まで	1,000千円

(企業債)

第6条 予算第7条に定めた企業債を次のとおり補正し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のように改める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
イ 導水施設 整備事業	千円 133,300	証 書 借 入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 94,200	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
ウ 浄水施設 整備事業	65,700				52,600			
エ 配水管整備事業	274,400				261,700			
オ 緊急時用 連絡管整備事業	61,800				40,600			
カ 緊急遮断 弁整備事業	9,700				5,200			
キ ダクタイ ル铸铁管更新事業	47,600				0			
合 計	592,500				454,300			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	251,679 千円	△ 3,080 千円	248,599 千円

平成29年2月2日 提出

登米市長 布施 孝 尚